

被災者生活再建支援法の改正等に関する意見書

新潟県中越大震災は、建築物被害を主とした阪神・淡路大震災とは大きく異なり、地盤破壊や宅地・農地の崩落、大規模亀裂等が各地で発生し、史上まれにみる大規模な災害となりました。

避難者は一時期10万人を超え、今なお多くの被災者が仮設住宅など不慣れな環境の中で寒さをしのぎながら、必死に生活をしております。しかも本年は、近年の暖冬傾向から転じて例年になく大雪となり、積雪や融雪による被害も想定され、慣れ親しんだ住宅から離れて暮らす被災者の傷ついた心をさらに押し潰さんばかりの状況になっております。そして、仮設住宅などで生活する被災者は、住宅再建のめどが立たない人がほとんどであり、今後の生活復興の道程は極めて困難であります。

被災者は、例え質素なものでもみずからの家屋を再建し、家族や地域コミュニティの中での生活を望んでおります。しかし、現行法では住宅本体の再建・補修費用が認められていないため、被災者の多くが将来の暮らしに大きな不安を抱いております。また、宅地の崩壊も多く、その復旧も喫緊の課題であり、既存制度の枠組みを超えた住宅・宅地再建への弾力的な支援が不可欠であります。

よって、国会及び政府におかれては、新潟県中越大震災の被災者の住宅・宅地再建、復興に向けて、被災者生活再建支援法の改正等の措置を講じられるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年3月22日

長岡市議会議長 小 熊 正 志

(あて先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、防災担当大臣、経済財政政策担当大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣